

(第22号議案)

中野区障害者福祉作業施設条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

弥生福祉作業施設及び大和福祉作業施設を廃止するため、条例を改正する必要がある。

第2条の表、中野区弥生福祉作業施設の項及び中野区大和福祉作業施設の項を削る。

この条例中第2条の表中野区大和福祉作業施設の項を削る改正規定は令和5年7月1日から、同表中野区弥生福祉作業施設の項を削る改正規定は同年11月1日から施行する。

2 新旧対照表

中野区障害者福祉作業施設条例新旧対照表

改正案	現行																
第1条 (略) (名称及び位置)	第1条 (略) (名称及び位置)																
第2条 作業施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 作業施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td>中野区東部 福祉作業施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中野区谷戸 福祉作業施設</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	位置	中野区東部 福祉作業施設	(略)	中野区谷戸 福祉作業施設	(略)	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">位置</td> </tr> <tr> <td><u>中野区弥生 福祉作業施設</u></td> <td><u>東京都中野区弥生町二丁目5番11号</u></td> </tr> <tr> <td>中野区東部 福祉作業施設</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>中野区大和 福祉作業施設</u></td> <td><u>東京都中野区大和町三丁目18番2号</u></td> </tr> <tr> <td>中野区谷戸 福祉作業施設</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	位置	<u>中野区弥生 福祉作業施設</u>	<u>東京都中野区弥生町二丁目5番11号</u>	中野区東部 福祉作業施設	(略)	<u>中野区大和 福祉作業施設</u>	<u>東京都中野区大和町三丁目18番2号</u>	中野区谷戸 福祉作業施設	(略)
名称	位置																
中野区東部 福祉作業施設	(略)																
中野区谷戸 福祉作業施設	(略)																
名称	位置																
<u>中野区弥生 福祉作業施設</u>	<u>東京都中野区弥生町二丁目5番11号</u>																
中野区東部 福祉作業施設	(略)																
<u>中野区大和 福祉作業施設</u>	<u>東京都中野区大和町三丁目18番2号</u>																
中野区谷戸 福祉作業施設	(略)																
第3条～第9条 (略)	第3条～第9条 (略)																

附 則 (略)	附 則 (略)
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例中第2条の表中野区大和福祉作業施設の項を削る改正規定は令和5年7月1日から、同表中野区弥生福祉作業施設の項を削る改正規定は同年11月1日から施行する。</p>	

3 スケジュール

	中野区やまと荘 大和福祉作業施設	中野区やよい荘 弥生福祉作業施設
令和5年度	用地の普通財産への変更 事業者による現施設の解体撤去及び施設整備(7月着工予定) 仮施設における福祉作業施設の継続	施設の普通財産への変更 改修工事(11月から2月までの見込み) 仮施設における福祉作業施設の継続
令和6年度	事業者による施設の整備 仮施設における福祉作業施設の継続	事業者による事業の実施 共同生活援助における体験型事業の委託開始
令和7年度	事業者による事業の実施 ↓	↓